

鳥取県公報

令和5年3月24日(金) 第9483号

每週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	鳥取県立県民文化会館の利用料金の一部改正 (133)	(文化政策課)・・・・・・2
			県営土地改良事業計画の変更 (134) (農地・水保全	と課)・・・・・・・・・・・ 3
			土地改良区の役員の就任 (135) (中部総合事務所農	農林局)・・・・・・・・・・3
			土地改良区の役員の就退任 (136) (西部総合事務所	「農林局)・・・・・・・・・ 4
\Diamond	選管	告示	鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示の開始の	日 (15) ・・・・・・・・・4
\Diamond	公	告	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催(警察本語	部生活安全企画課)・・・・・・4

示

鳥取県告示第133号

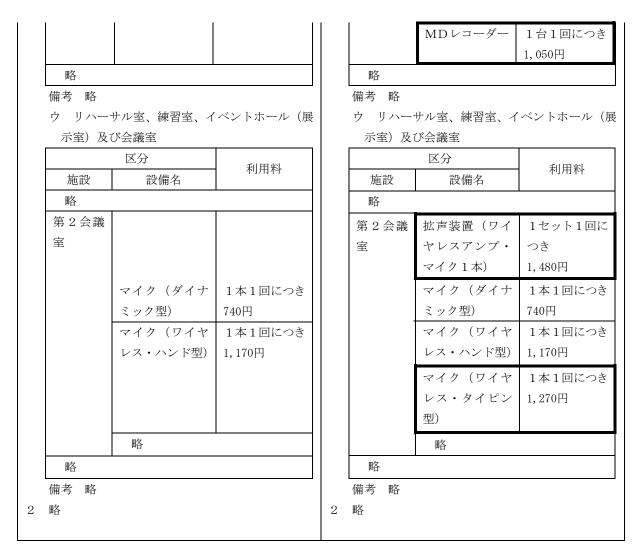
令和3年鳥取県告示第621号(鳥取県立県民文化会館の利用料金について)により告示した利用料金の一部を改 正することについて、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)第11条 第2項の規定に基づき令和5年3月13日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改 正 前				
 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 梨花ホール 				 利用料金 (1) 略 (2) 設備利用料 ア 梨花ホール 				
	区分				区分			
種別	設備名	- 利用料		種別	設備名	利用料		
略	1	•		略	ı			
音響設備	音響設備 略			音響設備	略			
器具	マルチメディア プレーヤー	1台1回につき 1,050円		器具	CDプレーヤー	1台1回につき 1,050円		
					DATデッキ	1台1回につき 840円		
				略				
ポータブルミキ		1セット1回に			ポータブルミキ	1セット1回に		
	サー	つき			サー	つき		
		1,270円				1,270円		
					エレベーターマイク	1本1回につき 950円		
					MDレコーダー	1台1回につき		
					WID V —)	1,050円		
略								
備考 略			'	備考 略 イ 小ホール				
イ 小ホール	r)							
	区分	- 利用料			区分	利用料		
種別 設備名		个U <i>T</i> 17个个		種別	設備名	<u>ተባ/ገንቶ</u> ቸ		
略			略					
音響設備	音響設備 略			音響設備	略			
器具	マルチメディア	1台1回につき		器具	<u>CDプレーヤー</u>	1台1回につき		
	プレーヤー	1,050円				1,050円		
	略				略			
	ポータブルミキ	1セット1回に			ポータブルミキ	1セット1回に		



附則

この告示は、令和5年3月24日から施行し、同月13日から適用する。

鳥取県告示第134号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農地中間管理機構 関連農地整備事業 香取地区 農用地造成)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用 する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 令和5年3月24日から同年4月13日まで
- 3 縦覧に供する場所 大山町役場
- 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から 起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が就任 した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 茂 樹 倉吉市鴨河内2520-1

令和5年3月10日就任 任期 令和7年4月5日まで

鳥取県告示第136号

十地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府十地改良区から役 員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年3月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文

退任した役員の氏名及び住所

理 事 高 橋 文 雄 米子市石州府443

令和4年6月13日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 仲 村 明 米子市石州府453

令和5年3月7日就任 任期 令和7年7月26日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場 の設置に関する条例(昭和57年鳥取県条例第32号)第1条第1項に規定する掲示場に公職選挙法(昭和25年法律 第100号) 第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和5年3月31日と定めたの で、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

令和5年3月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3の2第1項の規定によりク ロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和5年3月24日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 義

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可(以下「許 可」という。)を受けようとするものを対象とする。(定員15人)

2 開催の日時及び場所

種別	区分	B	時	場	所	受	講	対 象	者
----	----	---	---	---	---	---	---	-----	---

	令和5年4月26日	鳥取市東町一丁目271	鳥取県内の各警察署の管内に
初心者講習	午前10時00分から	鳥取県庁第二庁舎4階	居住する者
	午後3時30分まで	第27会議室	

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 4時間30分
 - (2) 講習課目
 - ア クロスボウの所持に関する法令
 - イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 6 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料 6,900円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 7 携行品

筆記用具